

# 預貯金等照会業務 オンライン照会サービス 導入ガイドブック

地方公共団体様向け

国民健康保険

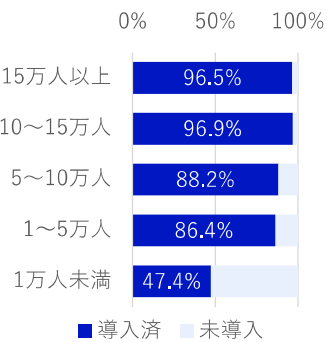
デジタル庁  
厚生労働省

## 取組の背景

### 預貯金等照会におけるオンライン化の概要

#### オンライン化の背景

地方公共団体による金融機関への預貯金等照会は、2018年度調査によると年間約6,000万件に達し、紙でのやり取りが双方に大きな負担となっています。そこで、国では2019年頃から当該業務のオンライン化の検討を開始し、2025年6月には「預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針」を策定することで、導入を推進しています。しかし、市区町村の導入率は約77%に留まっているため、更なる利用促進が求められています。



※2025年11月時点  
[図1-1 人口規模別のオンライン化割合]

#### オンライン化のメリット

オンライン化には、主に以下のようなメリットがあります。

-  預貯金等照会業務の迅速化
-  電子化による業務の効率化
-  業務の正確性向上

### 本資料の活用方法

本資料は、地方公共団体職員がオンライン照会サービスの導入を推進するためのガイドブックです。業務担当者や情報システム部門を対象としており、オンライン照会サービスの導入に際して参考としてご活用ください。

| p.1<br>取組の背景       | p.2<br>先行事例        | p.3<br>オンライン照会サービスの紹介     | p.4～6<br>導入におけるポイント<br>導入を円滑に進めるための工夫 |
|--------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------------------|
| オンライン化の背景やメリットが分かる | オンライン化の効果が実例を基に分かる | オンライン照会サービスがどのようなサービスか分かる | サービス導入において気を付けるべき点に分かる                |

[図1-2 各項目のねらい]

# 先行事例

## 効果凡例



：預貯金等照会業務の迅速化



：電子化による業務の効率化



：業務の正確性向上

## 地方公共団体におけるオンライン化の効果

事例  
1

### 東京都日の出町 税務課

人口規模：1万人～5万人

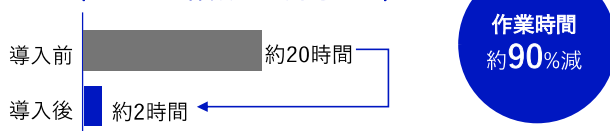
#### 導入背景

従来、紙で照会業務を担っていたが、実務担当者が1・2名と少数で対応していたこともあり、業務効率化を図る必要があったため。国民健康保険・税の滞納解消のため導入。

#### 得られた主な効果

- 🕒 調査回答時間の短縮
- 📄 ペーパーレス化により印刷や封入、様式修正等の作業時間及び郵便料の削減
- 📄 差押件数の増加
- 📄 一斉照会により滞納者間の公平性を確保（滞納金額に関わらず対象者を選定可能）

1 か月あたりの作業合計時間（200件）  
（データの作成から発送まで）



事例  
2

### 沖縄県糸満市 国民健康保険課

人口規模：5万人～10万人

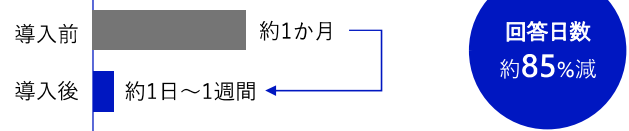
#### 導入背景

これまでの紙ベース・手作業による業務負担解消のため、税関係の部署が中心となり導入。

#### 得られた主な効果

- 🕒 迅速かつ効率的な行政事務の遂行
- 📄 庁舎内で調査が完了できるようになったことで、移動時間・待機時間を削減（導入前は銀行のセンターまで足を運び調査）
- 📄 データで保管できるようになったことで調査結果をすぐに検索できるようになり管理性が向上（導入前は紙管理のため、情報を探し出すことに時間を要していた）

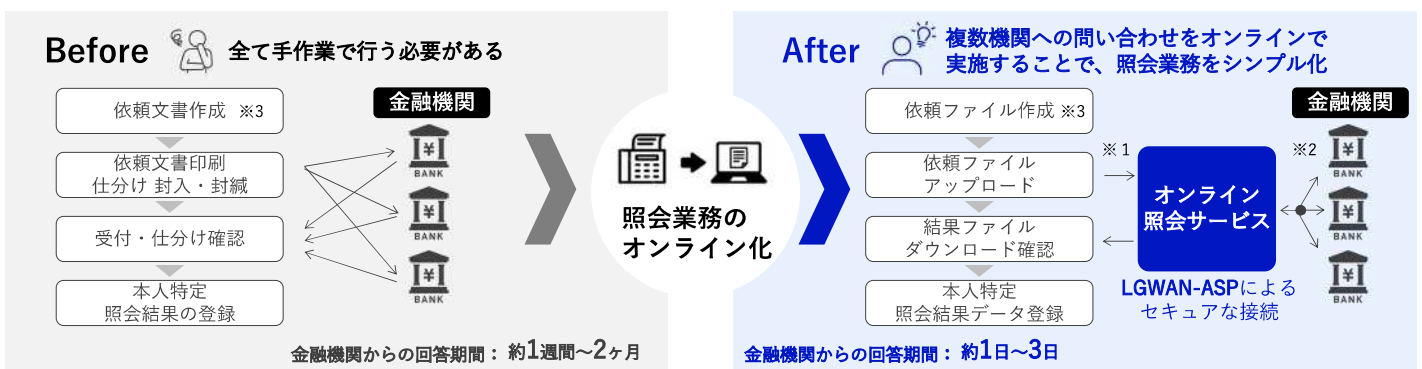
金融機関からの回答日数



## オンライン照会サービス・オンライン照会補助サービスの紹介

### オンライン照会サービス・オンライン照会補助サービスの概要

オンライン照会サービスの導入により、業務の効率化を図ることができます。導入は任意であるものの、オンライン照会補助サービスを活用すると更なる業務の効率化を図ることができます。



〔図3-1 オンライン照会サービス導入による変化〕

※1 オンライン照会補助サービスの導入により更なる業務の効率化も可能

※2 複数のオンライン照会サービスを活用することで、より多くの金融機関にオンライン照会を実施することが可能

※3 基幹システムを使用した作業

#### オンライン照会サービスとは

オンライン化により照会業務の効率化を図ることができるサービス

- ✓ 統一フォーマットに基づく照会依頼ファイルの作成及び金融機関へのオンラインでの照会
- ✓ 金融機関から返信される回答データ（残高、取引明細等）の取得
- ✓ 照会内容および回答結果の履歴管理・検索
- ✓ RPAの活用や他システムとの連携による、照会関連の周辺業務を含めたオンライン化の実現 等

#### オンライン照会補助サービスとは

オンライン化により新たに発生する業務フローに対応し最適化を支援するサービス

- ✓ 金融機関に応じた照会手段を自動判別し、照会依頼ファイルの自動生成および照会依頼帳票の自動生成
- ✓ 金融機関ごとの処理ルールに適合した照会依頼ファイルの自動生成
- ✓ 金融機関から回答される口座情報の本人確認を支援
- ✓ 照会対象者の口座情報・取引明細情報の一元管理および回答データの利活用を促進

# 導入におけるポイント

## 業務プロセス構築における重要なポイント

オンライン照会サービス導入後の業務プロセス構築において、次の3つのポイントを検討する必要があります。（詳細は次ページ）



※オンライン照会補助サービスの使用は任意となります。

4

導入後の運用においては、主に3つのポイントについて留意する必要があります。

### Point 1 照会データ作成 — 各金融機関の照会ルールに則った入力

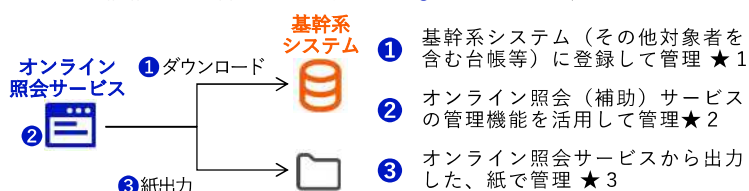
- 各金融機関の照会ルールに則り、照会項目をオンライン照会サービスへ入力します。



★：オンライン照会補助サービスを利用することで自動作成が可能  
補助サービスを利用しない場合でも、ExcelマクロやRPA（※1）を活用し、職員によるデータ加工を自動化することが可能

### Point 2 データ登録・保存 — 基幹系システムへの回答登録等

- 受信した回答は、以下のような方法で管理が可能です。
- ✓ 情報の一元管理という観点では①が理想ですが、運用によっては②、③といった手法もあります。

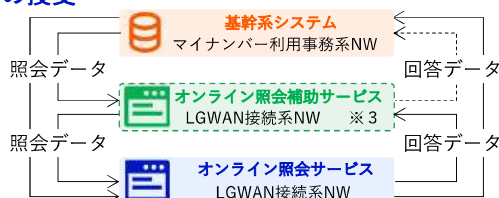


- ★1：オンライン照会サービスから出力したファイルを、基幹系システムの形式に合わせるため、ExcelマクロやRPA（※1）を活用しデータ加工を自動化
- ★2：日付等の条件による回答結果の抽出等が可能
- ★3：オンライン照会の効果を最大化するため、基本的には対象者情報をデータ化して管理することを推奨

### Point 3 サービスヘデータ連携 — 2つのネットワーク環境間でのデータの授受

- 照会サービスには、LGWAN接続系につながる端末でアクセスします。
- ✓ 庁内で採用しているデータ授受方法を踏まえ、情報部門等と調整が必要です（※2）。

- データ授受方法
- ① 特定通信
  - ② ファイル中継サーバを介した受渡
  - ③ USB等の媒体 等



※1 RPA＝定型業務を自動化する技術

※2 手入力でも対応可能だが誤入力等のリスクがあるため自動化・仕組み化を推奨

※3 オンライン照会補助サービスの使用は任意

5

# 導入を円滑に進めるための工夫

## オンライン化により削減できるコストの算出

- 一部の地方公共団体では、図6-1のように削減できるコストを算出し費用的なメリットを可視化することで、導入時の庁内調整をより円滑に進めています。また、費用以外に表6-1のような多様な効果も期待できます。

| 金額例<br>(人口：10万人～15万人)<br>1年間の照会件数：約4万2,000件 |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| 削減する運用費用                                    |           |
| ・ 紙などの事務用品費用                                | 約82千円     |
| ・ 郵送料                                       | 約9,240千円  |
| ・ 照会手数料（電子と紙で差がある場合）                        | 約840千円    |
| ・ 業務量削減分の人件費                                | 約15,400千円 |
| 増加する運用費用                                    |           |
| ・ サービス利用料（※1・※2）                            | 約1,260千円  |
| (参考) 増加する初期費用                               |           |
| ・ サービス初期費用（※2）                              | 約300千円    |
| 削減できるランニングコスト                               | 約24,302千円 |
| = 削減する運用費用 - 増加する運用費用                       |           |

[ 図6-1 削減できるランニングコスト（1年間）の算出例 ]

| 主な効果         | 効果の詳細                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| 預貯金等照会業務の迅速化 | 金融機関の回答期間短縮                                              |
| 電子化による業務の効率化 | 紙関連業務（仕分け・封入・封緘・郵送）の廃止                                   |
|              | 調査できる件数の増加に伴う公平性の向上（滞納金額がより小さい市民にも照会可能）また、それに伴う滞納抑止効果の向上 |
|              | 統一フォーマットによる全体効率化                                         |
|              | 決裁や管理の電子化に伴う更なる効率化                                       |
| 業務の正確性向上     | 人的ミス削減（目視・手入力の排除）<br>セキュリティ/文書管理の強化                      |

[ 表6-1 オンライン化による効果 ]

## 他の課・団体との連携

- 利用頻度が高い部署（主に税関係）が中心となり、連携しながら導入する地方公共団体が多く見受けられます。また、同時に導入する事例のほかに他課での有効性確認をふまえて導入するような事例も見られます。税関係の部署が導入済みであれば、導入に困ったことや使用方法などを情報共有してもらいながら導入していくことで、検討負担を軽減できます。
- 近隣団体においては、照会先が類似している傾向にあり、導入事例を参考にすることで、導入における検討負担を軽減できる可能性があります。都道府県単位で検討を推進している事例もあるため積極的に問合せしてみましょう。

※1 サービスによっては、サービス利用料を「従量課金」または「定額課金」から選択できる場合があります。自団体の照会件数を踏まえて最適な契約形態を検討することが重要です。  
※2 提供価格はファイルの授受方式やサービスご利用状況等によって異なるため、詳細は各サービス事業者へお問い合わせください。

6

# 各サービスの導入数・URL

オンライン照会サービスについては、各地方公共団体において照会頻度の高い金融機関に対応していることや、生命保険会社等を含む幅広い財産把握につながるなどの観点から、徴収可能性の向上に寄与するサービスを検討していただく必要があります。

## オンライン照会サービス

|                         |                                                                                     |                  |              |           |                                                                                                                                                                     |                                                                                       |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| NTTデータ<br>pipitLINQ     |  | 採用金融機関<br>採用行政機関 | 451<br>1,075 | ※2026.2現在 | サイトURL<br><a href="https://pipitlinq.jp/">https://pipitlinq.jp/</a>                                                                                                 |  |
| SocioFuture<br>DAIS     |  | 採用金融機関<br>採用行政機関 | 257<br>561   | ※2026.1現在 | サイトURL<br><a href="https://www.scft.co.jp/service/dais">https://www.scft.co.jp/service/dais</a>                                                                     |  |
| 富士フイルムシステムサービス<br>フフテラス |                                                                                     | 採用金融機関<br>採用行政機関 | 11<br>5      | ※2026.2現在 | サイトURL<br><a href="https://www.fujifilm.com/fbss/ja/solutions/public/assetinvestigations">https://www.fujifilm.com/fbss/ja/solutions/public/assetinvestigations</a> |  |

## オンライン照会補助サービス

|                        |                                                                                     |        |     |           |                                                                           |                                                                                       |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 北日本コンピューターサービス<br>PiMS |  | 採用行政機関 | 147 | ※2026.2現在 | サイトURL<br><a href="https://pims-for-ig.com/">https://pims-for-ig.com/</a> |  |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|

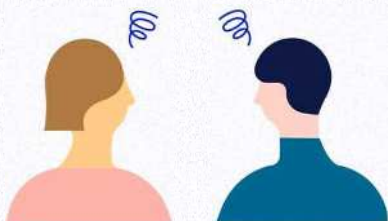
※記載の内容は 2026年 2月現在の情報に基づいております。提供サービスは追加・変更となる場合がありますので、最新の情報をご確認のうえご確認ください。

7

# 滞納処分や生活保護のための預貯金調査は オンライン照会サービスで効率化できます



預貯金照会業務について、こんなお悩みはありませんか？



- ✓ 金融機関からの回答に時間を要している
- ✓ 手作業中心の預貯金照会業務に時間を要している
- ✓ 手作業によるミスが発生している



そんな時はオンライン照会サービスの導入について検討してみませんか？

オンライン照会サービスの導入により、回答期間の短期化、作業時間の削減、手作業によるミスの低減を図ることができます。



回答期間の短期化

2週間から2か月程度必要だった金融機関からの回答受領までの期間を1日から1週間程度に短期化できます。



作業時間の削減

印刷・仕分け・封入など、紙での照会において発生する手間が不要となり、作業時間を削減できます。



手作業によるミスの低減

受領した回答について業務システムへ転記する作業を削減し、人為的ミスの発生を低減できます。

サービス導入自治体において、全工程に要する期間を大幅に削減できています。

期間



最大で約**90%**削減

全国の地方公共団体・金融機関で導入が進んでいます。

導入率



地方公共団体

約**77%**

※2025年11月時点

都市銀行

**100%**

※2025年11～12月時点

地方銀行

約**92%**

※2025年11～12月時点

提供中サービス一覧（2026年2月現在）

オンライン照会サービス

NTTデータ  
pipitLINQ



SocioFuture  
DAIS



富士フイルムシステムサービス  
フフテラス



オンライン照会補助サービス

北日本コンピューターサービス  
PiMS



デジタル庁  
総務省  
厚生労働省

#### 4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置

##### I 支給要件

特定入所者介護サービス費の利用者負担第4段階に該当する者が、次の要件の全てを満たした場合に特例的に第3段階②の負担軽減を受けられるものである。

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上
  - ※ 配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上。
  - ※ 施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。②から⑥において同じ。
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の「公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。）」を合計した額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が82.65万円以下
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

##### II 事務処理

第1 本人及び配偶者等（配偶者以外の同一世帯に属する者を含む。以下同じ。）のどちらかが施設に入所している場合

###### （1）適用する負担限度額

課税層に対する特例減額措置の対象となる者に対する特定入所者介護サービス費の適用については、法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号。以下「食費の負担限度額告示」という。）、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号。以下「居住費等の負担限度額告示」という。）により次の①及び②を適用することとしている。

- ① 食費の負担限度額告示の表の二の項の下欄に掲げる食費の負担限度額
- ② 居住費等の負担限度額告示の表の一の項の下欄に掲げる居住費の負担限度額

## （２）適用順序

- ① 食事の提供に要する費用から（１）①の額を控除した額（以下「食費に係る給付額」という。）と、居住の提供に要する費用から（１）②の額を控除した額（以下「居住費等に係る給付額」という。）を比べ、より低い方に係る負担限度額を適用する。
- ② ①を適用した時に、引き続き施行規則第83条の５第４号イの要件に該当する場合は、もう一方の負担限度額を適用する。
- ③ ②を適用しても、施行規則第83条の５第４号イの要件に該当したままである場合については、（１）①及び②のいずれの負担限度額も適用する。

## （３）具体的な事務手続

- ① 申請者の属する世帯に、収入、現金、預貯金等又は資産を有する世帯員が加わること等により課税層に対する特例減額措置の要件に該当しなくなった場合には認定証を返還する必要があるので、介護保険負担限度額認定決定通知書の「(承認内容)」の欄に「ただし、課税層に対する特例減額措置の要件（施行規則第83条の５第４号）に該当しなくなった場合には負担限度額認定証を返還する必要があります。」といった記載をするなど適切に対処されたい。  
また、この課税層の特例減額措置については、施設から退所したときにも認定証を返還する必要があるので、認定証の有効期限の欄「令和〇〇年〇月〇〇日まで」の次に「又は施設から退所するまで」と記載するなど、適切に対処されたい。
- ② 認定証の記載に当たり、負担限度額を適用しない部分（（１）において負担限度額を適用しないとされた食費又は居住費）については、負担限度額を適用しないことが分かるように、負担限度額の欄に、例えば「——」（取消線）、「\*\*\*\*」、「負担限度額なし」、等の記載をされたい。
- ③ Ｉの④の判定の際には、運用上、負債（借入金、住宅ローン）がある場合には、特定入所者介護（予防）サービス費の判定の際と同様に預貯金等の合計額から負債の額を控除する取扱いとする。
- ④ 資産等の申告に関する様式については、別添様式５を参考例として示すが、Ｉの⑤の要件の判定の際には、全ての世帯員及び配偶者が日常生活を営む上で収入を得るために最低限必要である資産（田、畑、店舗等）については、「その他日常生活のために必要な資産」として差し支えない。また、現に特例減額措置に該当している者で、特定の者に対し、精神的な慰謝激励等の目的で給付されている金銭は、預貯金等に含まない。

## （４）課税層に対する特例減額措置の基準日及び効力

- ① 課税層に対する特例減額措置の対象となる者についての負担限度額認定は、施行規則第83条の６に基づく申請書の提出が行われた日（申請日）において、当該被保険者が属する全ての世帯員及び配偶者の申請日における課税状況等により行うものとする。

- ② 課税層に対する特例減額措置の対象となる者についての負担限度額認定は、申請日の属する月の初日に遡って効力を有するものとする。

(5) 認定証の有効期限

施行規則第83条の6第4項に規定する認定証の有効期限は、負担限度額認定証の発効日の属する年度の翌年度の7月末日又は施設から退所するまで（負担限度額認定の発効日の属する月が4月から7月までである場合にあっては、当該月の属する年度の7月末日又は施設から退所するまで）とすること。

第2 本人及び配偶者等が同時に施設に入所している場合の課税層に対する特例減額措置の取扱いについて

本人及び配偶者等が同時に介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合についても、課税層に対する特例減額措置の対象となる。その場合の課税層に対する特例減額措置の適用については、次のとおりとする。

なお、配偶者等の負担限度額を適用する場合には、申請が前提となるため、判定の際には、当該配偶者等からの申請も合わせて受ける必要がある。

(1) 適用される負担限度額

本人及び配偶者等が施設（同一・別にかかわらず）に入所している場合の課税層に対する特例減額措置について、I支給要件の③の判定の際、本人及び配偶者等の前年の公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額から、本人及び配偶者等の利用者負担、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除した額を判定に用いる。

判定の結果、対象となる場合、(2)の適用順序に基づき、次に掲げる①から④を適用する。

- ① 本人の食費の負担限度額告示の表の二の項の下欄に掲げる食費の負担限度額
- ② 本人の居住費等の負担限度額告示の表の一の項の下欄に掲げる居住費の負担限度額
- ③ 配偶者等の食費の負担限度額告示の表の二の項の下欄に掲げる食費の負担限度額
- ④ 配偶者等の居住費等の負担限度額告示の表の一の項の下欄に掲げる居住費の負担限度額

(2) 適用順序

本人及び配偶者等の適用順序については、以下の①から⑮までの額の中で当該額が適用されれば、施行規則第83条の5第4号イの要件に該当しなくなるもののうち、最も低い額に係る負担限度額を適用する。

ただし、⑮を適用してもなお施行規則第83条の5第4号イの要件に該当する場合は、⑮に係る負担限度額を適用する。

- ① 本人の食費に係る給付額

- ② 本人の居住費等に係る給付額
- ③ 配偶者等の食費に係る給付額
- ④ 配偶者等の居住費等に係る給付額
- ⑤ 本人の食費に係る給付額及び本人の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑥ 本人の食費に係る給付額及び配偶者等の食費に係る給付額の合算額
- ⑦ 本人の食費に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑧ 本人の居住費等に係る給付額及び配偶者等の食費に係る給付額の合算額
- ⑨ 本人の居住費等に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑩ 配偶者等の食費に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑪ 本人の食費に係る給付額、本人の居住費等に係る給付額及び配偶者等の食費に係る給付額の合算額
- ⑫ 本人の食費に係る給付額、本人の居住費等に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑬ 本人の食費に係る給付額、配偶者等の食費に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑭ 本人の居住費等に係る給付額、配偶者等の食費に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額
- ⑮ 本人の食費に係る給付額、本人の居住費等に係る給付額、配偶者等の食費に係る給付額及び配偶者等の居住費等に係る給付額の合算額

### (3) 本人と配偶者の保険者が異なる場合の取扱いについて

本人と配偶者が施設入所する場合に、それぞれの介護保険の保険者が異なる場合も考えられ、その場合の課税層に対する特例減額措置の適用の際は、双方の保険者が連携して第2（2）の適用順序に基づき適用することとする。

## 第4 被保険者に対する周知

特例減額措置については、居住用の資産以外の資産の状況なども支給要件として勘案することとなっているところ、本制度については被保険者からの申請が前提となり、保険者側で予め支給要件を満たすかどうか確認することができないことから、特に本人又は配偶者等が課税されているために特定入所者介護サービス費の支給対象外とされた被保険者に対し、保険者が本制度の趣旨・内容を周知徹底することが重要である。

別添様式 5

特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書（参考）

介護保険法施行規則第83条の6（第172条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり申告をします。

1 申請者と同一の世帯に属する者（又は属するとみなされる者（※））及びその配偶者

| 氏名(フリガナ) | 申請者との関係 | 性別     | 生年月日  | 住所・電話番号 |
|----------|---------|--------|-------|---------|
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) ー |
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) ー |
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) ー |
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) ー |

※ 申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合において、それ以前に同世帯であった世帯に属する者をいいます。

2 申請者と上記世帯員及びその配偶者に係る資産の状況

(1) 不動産

| 土地 | (1) 宅地         | 有<br>無 | 延面積 | 所有者氏名 | 所在地 | 備考 |
|----|----------------|--------|-----|-------|-----|----|
|    |                |        |     |       | 〒   |    |
| 建物 | (2) 田畑<br>その他  | 有<br>無 |     |       | 〒   |    |
|    | (1) 居住用<br>の持家 | 有<br>無 |     |       | 〒   |    |
|    | (2) その他        | 有<br>無 |     |       | 〒   |    |

(2) 現金及び預貯金等

| 現金   |      | 円  |      |    |       |
|------|------|----|------|----|-------|
| 預貯金  | 預貯金先 |    | 口座番号 |    | 預貯金額  |
|      |      |    |      |    | 円     |
|      |      |    |      |    | 円     |
| 有価証券 | 有    | 種類 |      | 額面 | 評価概算額 |
|      | 無    |    |      | 円  | 円     |

(3) その他の資産

|              |        |           |       |     |       |
|--------------|--------|-----------|-------|-----|-------|
| 自動車          | 有<br>無 | 使用状況      | 所有者氏名 | 車種等 | 評価概算額 |
|              |        | 使用<br>未使用 |       |     | 円     |
| 貴金属          | 有<br>無 | 品名        |       |     | 円     |
| その他<br>高価なもの | 有<br>無 |           |       |     |       |

上記のとおり、相違ありません。

〇〇市（町村）長 様

令和        年        月        日

|       |    |    |
|-------|----|----|
| （申請者） | 住所 | 氏名 |
| （配偶者） | 住所 | 氏名 |
| （世帯員） | 住所 | 氏名 |
|       | 住所 | 氏名 |

注意事項

- (1) 所有する資産については、下記に従って記入してください。
- ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - ② 不動産の表の備考には、不動産の種類、使用目的等を記入してください。
  - ③ 評価概算額については、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- (2) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (3) 添付書類
- ① 入所し、又は入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
  - ② 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
  - ③ 預貯金通帳の写し
- (4) 不実の申告をして不正に認定を受けた場合、刑法の規定によって処罰されることがあります。

## 5. 境界層措置の運用

### I 境界層措置について

介護保険制度においては、以下の①から⑤までに關し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用する措置を設けている(当該措置を以下「境界層措置」という。 )。

- ① 法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載
- ② 居住費等の負担限度額告示又は施行法第 13 条第 5 項第 2 号に規定する居住費の特定負担限度額 (平成 17 年厚生労働省告示第 418 号。以下、「居住費の特定負担限度額告示」という。)
- ③ 食費の負担限度額告示又は施行法第 13 条第 5 項第 1 号に規定する食費の特定負担限度額 (平成 17 年厚生労働省告示第 417 号。以下、「食費の特定負担限度額告示」という。)
- ④ 法第 51 条第 1 項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第 61 条第 1 項の規定による高額介護予防サービス費に係る負担の上限額
- ⑤ 法第 129 条第 1 項の規定による保険料の負担額

### II 境界層措置の適用順序

- 1 まず、I の①について、施行令第 35 条第 3 号及び施行規則第 113 条第 4 号の規定に基づき、法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。
- 2 1 に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、I の②に掲げる負担額について、居住費等の負担限度額告示及び居住費の特定負担限度額告示の規定に基づき、より低い居住費等の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用することとする。
- 3 1 及び 2 に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、I の③に掲げる負担額について、食費の負担限度額告示及び食費の特定負担限度額の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用することとする。

- 4 1 から 3 までは係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、Ⅰの④に掲げる限度額について、施行令第 22 条の 2 の 2 第 7 項第 2 号及び同条第 8 項又は施行令第 29 条の 2 の 2 第 7 項第 2 号及び同条第 8 項の規定に基づき、より低い上限額(1 月につき 24,600 円又は 15,000 円)を適用することとする。
- 5 1 から 4 までは係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、Ⅰの⑤に掲げる保険料額について、施行令第 38 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくは二、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ、同項第 9 号ロ、同項第 10 号ロ、同項第 11 号ロ若しくは同項第 12 号ロ又は同令第 39 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくは二、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ、同項第 9 号ロ、同項第 10 号ロ、同項第 11 号ロ、同項第 12 号ロ若しくは同項第 13 号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10 分の 4.55(同令第 38 条第 11 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10 分の 6.85(同令第 38 条第 12 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10 分の 6.9(同令第 38 条第 13 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10 分の 9、10 分の 10、10 分の 12、10 分の 13、10 分の 15、10 分の 17、10 分の 19、10 分の 21 若しくは 10 分の 23 又は同令第 39 条第 1 項第 1 号から第 13 号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合(同条第 5 項から第 7 項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))を適用することとする。

### Ⅲ 具体的な事務処理

「境界層該当者の取扱いについて」(平成 17 年 9 月 21 日付け社援保発 0021001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 参考資料 4により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、Ⅰの①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。

具体的な事務処理は、以下のとおりである。

- ① 福祉事務所長は、生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている者

が境界層措置を講ずれば生活保護を必要としない者であると認めた場合には、Ⅰの①から⑤の順に当てはめた上で、当該者についてどの境界層措置が講じられるべきであるかを示す証明書等を交付して、保護申請を却下し、又は保護を廃止することとされている。また、福祉事務所長は、当該者が保険者に境界層措置の申請をするに当たっては当該証明書等を申請書に添えて提出するよう、当該者に対し教示することとされている。

- ② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる。なお、この際に発行する負担限度額認定証の記載について、介護保険施設を利用する場合にあつては、負担限度額を適用しない部分(境界層措置において負担限度額を適用しないとされた食費又は居住費及び入所する居室以外の居室の居住費)については、負担限度額を適用しないことがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、「————」(取消線)、「\*\*\*\*\*」、「負担限度額なし」等の記載をされたい。

#### Ⅳ 留意点

境界層措置を適用すべき者に対しこれまで当該境界層措置が講じられていない場合においては、**2. 高額介護サービス費の支給事務**Ⅰの第3並びに**3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務**Ⅲの第4及び**6. 旧措置入所者に係る手続きについて**Ⅱの(2)に基づき、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って、当該境界層措置が行われるべきものである。

【参考資料 4】

(改正後全文)

社援保発第 0921001 号  
平成 17 年 9 月 21 日

社援保発 0329 第 2 号  
平成 31 年 3 月 29 日

社援保発 0727 第 1 号  
令和 3 年 7 月 27 日

社援保発 0329 第 5 号  
令和 6 年 3 月 29 日

社援保発 0730 第 3 号  
令和 6 年 7 月 30 日

【最終改正】 社援保発 0731 第 1 号  
令和 8 年 7 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )

境界層該当者の取扱いについて

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 22 条の 2 の 2 第 7 項第 2 号又は第 8 項の規定が適用される要保護者、同令第 29 条の 2 の 2 第 7 項第 2 号又は第 8 項の規定が適用される要保護者、同令第 38 条第 1 項第 1 号イ（2）若しくは二、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ、同項第 9 号ロ、同項第 10 号ロ、同項第 11 号ロ若しくは同項第 12 号ロ又は同令第 39 条第 1 項第 1 号イ（2）若しくは二、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ、同項第 9 号ロ、同項第 10 号ロ、同項第 11 号ロ、同項第 12 号ロ若しくは同項第 13 号ロの規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 83 条の 5 第 2 号及び第 97 条の 3 第 2 号に掲げる要保護者、同規則第 113 条第 4 号に規定する要保護者及び同規則第 172 条の 2 において準用する同規則第 83 条の 5 第 2 号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和 3 年 7 月 5 日付け老介発第 0705 第 1 号老健局介護保険計画課長通知）により都道府県及び市町村あて示されたところであるが、福祉事務所における具

体的な取扱いを下記のとおり定め、平成 17 年 10 月 1 日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成 12 年 7 月 14 日社援保第 44 号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。

また、本通知については、老健局介護保険計画課と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1 基本的な取扱い

#### （１）境界層該当者と境界層該当措置について

以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。

ア 要保護者であって、給付額減額等の記載（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載をいう。）を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービス（介護保険法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額（介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額をいう。以下同じ。）又は滞在費の負担限度額（介護保険法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには 1 日につき「1,470 円」、「1,370 円」又は「880 円」が、ユニット型個室的多床室を利用するときには 1 日につき「1,470 円」、「1,370 円」又は「550 円」が、従来型個室（特養等）（「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額」（平成 17 年 9 月 7 日厚生労働省告示第 414 号、以下「告示」という。）に定める従来型個室（特養等）をいう。以下同じ。）を利用するときには 1 日につき「980 円」、「880 円」、「480 円」又は「380 円」が、従来型個室（老健・医療院等）（告示に定める従来型個室（老健・医療院等）をいう。以下同じ。）を利用するときには 1 日につき「1,470 円」、「1,370 円」又は「550 円」が、多床室Ⅰ（特養等）（告示に定める多床室Ⅰ（特養等）をいう。以下同じ。）又は多床室Ⅱ（老健・医療院）（告示に定める多床室Ⅱ（老健・医療院）をいう。以下同じ。）を利用するときには 1 日につき「530 円」、「430 円」又は「零円」が、多床室Ⅲ（老健・医療院等）

（告示に定める多床室Ⅲ（老健・医療院等）をいう。以下同じ。）を利用するときには１日につき「430 円」又は「零円」が適用され、特定入所者介護サービス費（介護保険法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）又は特定入所者介護予防サービス費（介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第 13 条（平成 9 年法律 124 号）第 5 項第 2 号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには１日につき「1,370 円」又は「880 円」が、ユニット型個室的多床室を利用するときには１日につき「1,370 円」、「550 円」又は「零円」が、従来型個室を利用するときには１日につき「880 円」、「480 円」、「380 円」又は「零円」が、多床室を利用する場合には「430 円」又は「零円」が適用され、介護保険法施行法第 13 条第 5 項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

エ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額（介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額をいう。以下同じ。）について 1 日につき「1,420 円」、「680 円」、「390 円」又は「300 円」（短期入所生活介護（介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。以下同じ。）若しくは短期入所療養介護（介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。）又は介護予防短期入所生活介護（介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防短期入所療養介護（介護保険法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を利用する場合にあっては「1,360 円」、「1,030 円」「600 円」又は「300 円」）が適用され、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

オ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額（介護保険法施行法第 13 条第 5 項第 1 号に規定する食費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）について 1 日につき「680 円」、「390 円」又は「300 円（平成 17 年厚生労働省告示第 417 号に規定する 300 円未満の額にあっては、当該額）」が適用され、介護保険法施行法第 13 条第 5 項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

カ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等（介護保険法施行令第 22 条の 2 の 2 第 1 項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令

第 22 条の 2 の 2 第 2 項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。) を「2 万 4,600 円」又は「1 万 5,000 円」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第 51 条に規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

キ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額を「2 万 4,600 円」又は「1 万 5,000 円」と読み替えて高額介護予防サービス費（介護保険法第 61 条に規定する高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ク 要保護者であって、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくは二、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ、同項第 9 号ロ、同項第 10 号ロ、同項第 11 号ロ若しくは同項第 12 号ロ又は同令第 39 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくは二、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ、同項第 9 号ロ、同項第 10 号ロ、同項第 11 号ロ、同項第 12 号ロ若しくは同項第 13 号ロの規定に基づき、より低い標準割合（10 分の 4.55（同令第 38 条第 11 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10 分の 6.85（同令第 38 条第 12 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10 分の 6.9（同令第 38 条第 13 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10 分の 9、10 分の 10、10 分の 12、10 分の 13、10 分の 15、10 分の 17、10 分の 19、10 分の 21 若しくは 10 分の 23 又は同令第 39 条第 1 項第 1 号から第 13 号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合（同条第 5 項から第 7 項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合））が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

| 区 分                                                 | 境 界 層 該 当 措 置                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------|---------------|----------------------------------------|-------------|----------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| アに掲げる者                                              | (ア)                                            | 給付減額等の記載が行われない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| イに掲げる者                                              | (イ)                                            | <div>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費又は滞在費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</div> <table><tr><th>居 室 の 種 類</th><th>適 用 さ れ た 後 の 額</th></tr><tr><td>ユ ニ ッ ト 型 個 室</td><td>1 日につき「1,470 円」、<br/>「1,370 円」又は「880 円」</td></tr><tr><td>ユニット型個室的多床室</td><td>1 日につき「1,470 円」、<br/>「1,370 円」又は「550 円」</td></tr><tr><td>従 来 型 個 室<br/>( 特 養 等 )</td><td>1 日につき「980 円」、<br/>「880 円」、「480 円」<br/>又は「380 円」</td></tr><tr><td>従 来 型 個 室<br/>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )</td><td>1 日につき「1,470 円」、<br/>「1,370 円」又は「550 円」</td></tr><tr><td>多 床 室 I<br/>( 特 養 等 )<br/>多 床 室 II<br/>( 老 健 ・ 医 療 院 )</td><td>1 日につき「530 円」、<br/>「430 円」又は「零円」</td></tr><tr><td>多 床 室 III<br/>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )</td><td>1 日につき「430 円」<br/>又は「零円」</td></tr></table> | 居 室 の 種 類 | 適 用 さ れ た 後 の 額 | ユ ニ ッ ト 型 個 室 | 1 日につき「1,470 円」、<br>「1,370 円」又は「880 円」 | ユニット型個室的多床室 | 1 日につき「1,470 円」、<br>「1,370 円」又は「550 円」 | 従 来 型 個 室<br>( 特 養 等 ) | 1 日につき「980 円」、<br>「880 円」、「480 円」<br>又は「380 円」 | 従 来 型 個 室<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 ) | 1 日につき「1,470 円」、<br>「1,370 円」又は「550 円」 | 多 床 室 I<br>( 特 養 等 )<br>多 床 室 II<br>( 老 健 ・ 医 療 院 ) | 1 日につき「530 円」、<br>「430 円」又は「零円」 | 多 床 室 III<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 ) | 1 日につき「430 円」<br>又は「零円」 |
| 居 室 の 種 類                                           | 適 用 さ れ た 後 の 額                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| ユ ニ ッ ト 型 個 室                                       | 1 日につき「1,470 円」、<br>「1,370 円」又は「880 円」         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| ユニット型個室的多床室                                         | 1 日につき「1,470 円」、<br>「1,370 円」又は「550 円」         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| 従 来 型 個 室<br>( 特 養 等 )                              | 1 日につき「980 円」、<br>「880 円」、「480 円」<br>又は「380 円」 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| 従 来 型 個 室<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )                      | 1 日につき「1,470 円」、<br>「1,370 円」又は「550 円」         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| 多 床 室 I<br>( 特 養 等 )<br>多 床 室 II<br>( 老 健 ・ 医 療 院 ) | 1 日につき「530 円」、<br>「430 円」又は「零円」                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| 多 床 室 III<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )                      | 1 日につき「430 円」<br>又は「零円」                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| ウに掲げる者                                              | (ウ)                                            | <div>特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</div> <table><tr><th>居 室 の 種 類</th><th>適 用 さ れ た 後 の 額</th></tr><tr><td>ユ ニ ッ ト 型 個 室</td><td>1 日につき「1,370 円」<br/>又は「880 円」</td></tr><tr><td>ユニット型個室的多床室</td><td>1 日につき「1,370 円」、<br/>「550 円」又は「零円」</td></tr><tr><td>従 来 型 個 室</td><td>1 日につき「880 円」、「480 円」、<br/>「380 円」又は「零円」</td></tr><tr><td>多 床 室</td><td>1 日につき「430 円」<br/>又は「零円」</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 居 室 の 種 類 | 適 用 さ れ た 後 の 額 | ユ ニ ッ ト 型 個 室 | 1 日につき「1,370 円」<br>又は「880 円」           | ユニット型個室的多床室 | 1 日につき「1,370 円」、<br>「550 円」又は「零円」      | 従 来 型 個 室              | 1 日につき「880 円」、「480 円」、<br>「380 円」又は「零円」        | 多 床 室                          | 1 日につき「430 円」<br>又は「零円」                |                                                     |                                 |                                |                         |
| 居 室 の 種 類                                           | 適 用 さ れ た 後 の 額                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| ユ ニ ッ ト 型 個 室                                       | 1 日につき「1,370 円」<br>又は「880 円」                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| ユニット型個室的多床室                                         | 1 日につき「1,370 円」、<br>「550 円」又は「零円」              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| 従 来 型 個 室                                           | 1 日につき「880 円」、「480 円」、<br>「380 円」又は「零円」        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |
| 多 床 室                                               | 1 日につき「430 円」<br>又は「零円」                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |                 |               |                                        |             |                                        |                        |                                                |                                |                                        |                                                     |                                 |                                |                         |

|        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                       |
|--------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| エに掲げる者 | (エ) | 特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                       |
|        |     | 特定介護サービス又は特定介護予防サービスの種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 適用された後の額                              |
|        |     | 短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1日につき「1,360円」、「1,030円」、「600円」又は「300円」 |
|        |     | 前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1日につき「1,420円」、「680円」、「390円」又は「300円」   |
| オに掲げる者 | (オ) | 特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、1日につき「680円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額）」が段階的に適用される。                                                                                                                                                                                                                           |                                       |
| カに掲げる者 | (カ) | 保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額を「2万4,600円」又は「1万5,000円」と読み替えて高額介護サービス費が適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                       |
| キに掲げる者 | (キ) | 保護を必要としなくなるまで利用者負担世帯合算額を「2万4,600円」又は「1万5,000円」と読み替えて高額介護予防サービス費が適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |
| クに掲げる者 | (ク) | 保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくは二、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくは二、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の4.55(同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の6.85(同令第38条第12項に基づ |                                       |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>き減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の6.9（同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13、10分の15、10分の17、10分の19、10分の21若しくは10分の23又は同令第39条第1項第1号から第13号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合（同条第5項から第7項までにに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合））が適用される。</p> |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （２）境界層措置の優先順位について

境界層措置の優先順位については、老健局介護保険計画課により、上表の①(ア)、②(イ)又は(ウ)、③(エ)又は(オ)、④(カ)又は(キ)、⑤(ク)の順に優先して講ずべきものとされていること。

## **２ 境界層該当者に対する証明書の交付**

境界層措置は保険者が行うものであるが、福祉事務所長は、保護の申請に応じ、保護開始時の要否判定を行った結果、境界層該当者であることが明らかになった場合又は保護を受けている者が境界層該当者に該当する場合、別添の証明書及び添付書類（以下「証明書等」という。以下同じ。）を境界層該当者に交付するものとし、その際、保険者に対する境界層該当措置の申請に当たっては当該証明書等を添えて提出するよう教示すること。

## **３ 証明書等の記載**

### （１）境界層該当証明書

境界層該当証明書には以下の事項を記載すること。

#### ア 却下に係る申請日又は保護廃止日

当該者に係る処分が却下の場合には、却下に係る申請日を、保護廃止の場合には、保護廃止日を記載すること。

#### イ 保護を要しない理由

境界層該当措置により何円以上の減額がなされれば、保護を要さないかを記載すること。

### （２）添付書類

境界層措置は、添付書類の表中の(１)～(５)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が０円以下になるまで、以下の(ア)～(ナ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(ナ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(１)～(５)の「減額される自己負担（月額）」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)・(ウ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)～(キ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画及び介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下「ケアプラン」という。)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

#### ア 多床室(特養等、老健・医療院)を利用する場合

(ア) 介護サービス費合計額(介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する介護サービス費合計額をいう。以下同じ。)の3割の額から介護サービス費合計額の1割の額(介護サービス費合計額の1割の額が4万4,400円以上の場合には4万4,400円)を減じて得た額

(イ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額をいう。以下同じ。)の「915円」又は「697円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「530円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定基準費用額(介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。以下同じ。)の「915円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「430円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ウ) 居住費等の負担限度額の「530円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「430円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「430円」にその月の日数を乗じた額

(エ) 居住費等の負担限度額の「430円」にその月の日数を乗じた額

(オ) 食費の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額をいう。以下同じ。)の「1,545円」にその月の日数を乗じた額から食費の負担限度額の「1,420円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1,360円」。)又は特定負担限度額の「680円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(カ) 食費の負担限度額の「1,420円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する

場合にあっては「1,360円」。)にその月の日数を乗じた額から負担限度額の「680円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1,030円」。)にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「680円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「390円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(キ) 食費の負担限度額の「680円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1,030円」。)にその月の日数を乗じた額から負担限度額の「390円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「600円」。)にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「390円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「300円(平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額)」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ク) 食費の負担限度額の「390円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「600円」。)にその月の日数を乗じた額から負担限度額の「300円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ケ) 利用者負担世帯合算額の「4万4,400円」から「2万4,600円」を減じて得た額

(コ) 利用者負担世帯合算額の「2万4,600円」から「1万5,000円」を減じて得た額

(サ) 基準額に標準割合の「 $24/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $23/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(シ) 基準額に標準割合の「 $23/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $21/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ス) 基準額に標準割合の「 $21/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $19/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(セ) 基準額に標準割合の「 $19/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ソ) 基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(タ) 基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(チ) 基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ツ) 基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

- (テ) 基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
- (ト) 基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $6.9/10$ （介護保険法施行令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額を減じて得た額
- (ナ) 基準額に標準割合の「 $6.9/10$ （同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $6.85/10$ （同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額を減じて得た額
- (ニ) 基準額に標準割合の「 $6.85/10$ （同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $4.55/10$ （同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額を減じて得た額
- ※ (サ)～(ニ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

#### イ 多床室（老健・医療院等）を利用する場合

アにおける(イ)～(エ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額の「437円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「430円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額の「430円」にその月の日数を乗じた額

#### ウ ユニット型個室を利用する場合

アにおける(イ)～(エ)の部分について、次の①から③の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額の「2,066円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「1,470円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定基準費用額の「2,066円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額の「1,470円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「880円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費等の負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「880円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

#### エ ユニット型個室的多床室を利用する場合

アにおける(イ)～(エ)の部分について、次の①から③の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額の「1,728円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「1,470円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定基準費用額の「1,728円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

- ② 居住費等の負担限度額の「1,470円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「550円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費等の負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額から居住費等の負担限度額の「550円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「550円」にその月の日数を乗じた額

#### オ 従来型個室（特養等）を利用する場合

アにおける（イ）～（エ）の部分について、次の①から④の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額の「1,231円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「980円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定基準費用額の「1,231円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「880円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額の「980円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「880円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額 又は特定負担限度額の「880円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「480円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費等の負担限度額の「880円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「480円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額 又は特定負担限度額の「480円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「380円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ④ 居住費等の負担限度額の「480円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「380円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「380円」にその月の日数を乗じた額

#### カ 従来型個室（老健・医療院等）を利用する場合

アにおける（イ）～（エ）の部分について、次の①から③の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額の「1,728円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「1,470円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額の「1,470円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費等の負担限度額の「1,370円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額の「550円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

## **4 境界層該当者に対する保護廃止の際の留意点**

1の各号に該当することにより保護を廃止する場合は、生活保護法による介護扶助が現物給付であるのに対し、高額介護サービス費の支給が償還払により行われることなどから、生活福祉資金の療養・介護資金等の融資制度を含めた他法他施策の活用あっせん等によりその円滑な移行について十分配慮すること。

(別添)

## 境界層該当証明書

住 所

氏 名

( 年 月 日生)

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、生活保護が（申請却下・廃止）となりましたが、（却下に係る申請日・廃止日）及び保護を要しない理由は、下記のとおりであることを証明します。

### 記

(1) 却下に係る申請日・廃止日  
令和 年 月 日

(2) 保護を要しない理由  
境界層該当措置による 円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。

令和 年 月 日

〇〇福祉事務所長

添付書類

| 境 界 層 該 当 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 減額される<br>自己負担<br>(月額)                                                |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--|
| ( 1 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 給付減額等の記載が行われない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| ( 2 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費等の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <table><tr><th>居 室 の 種 類</th><th>適 用 さ れ た 後 の 額</th></tr><tr><td>ユ ニ ッ ト 型 個 室</td><td>1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br/>又は 「 8 8 0 円 」</td></tr><tr><td>ユ ニ ッ ト 型 個 室 的 多 床 室</td><td>1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br/>又は 「 5 5 0 円 」</td></tr><tr><td>従 来 型 個 室<br/>( 特 養 等 )</td><td>1 日 に つ き 「 9 8 0 円 」 、 「 8 8 0 円 」 、<br/>「 4 8 0 円 」 又 は 「 3 8 0 円 」</td></tr><tr><td>従 来 型 個 室<br/>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )</td><td>1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br/>又 は 「 5 5 0 円 」</td></tr><tr><td>多 床 室 I<br/>( 特 養 等 )</td><td rowspan="2">1 日 に つ き 「 5 3 0 円 」 、<br/>「 4 3 0 円 」 又 は 「 零 円 」</td></tr><tr><td>多 床 室 II<br/>( 老 健 ・ 医 療 院 )</td></tr><tr><td>多 床 室 III<br/>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )</td><td>1 日 に つ き 「 4 3 0 円 」<br/>又 は 「 零 円 」</td></tr></table> | 居 室 の 種 類                                                            | 適 用 さ れ た 後 の 額 | ユ ニ ッ ト 型 個 室 | 1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br>又は 「 8 8 0 円 」 | ユ ニ ッ ト 型 個 室 的 多 床 室 | 1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br>又は 「 5 5 0 円 」 | 従 来 型 個 室<br>( 特 養 等 ) | 1 日 に つ き 「 9 8 0 円 」 、 「 8 8 0 円 」 、<br>「 4 8 0 円 」 又 は 「 3 8 0 円 」 | 従 来 型 個 室<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 ) | 1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br>又 は 「 5 5 0 円 」 | 多 床 室 I<br>( 特 養 等 ) | 1 日 に つ き 「 5 3 0 円 」 、<br>「 4 3 0 円 」 又 は 「 零 円 」 | 多 床 室 II<br>( 老 健 ・ 医 療 院 ) | 多 床 室 III<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 ) | 1 日 に つ き 「 4 3 0 円 」<br>又 は 「 零 円 」 |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 居 室 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 適 用 さ れ た 後 の 額                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ユ ニ ッ ト 型 個 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br>又は 「 8 8 0 円 」        |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ユ ニ ッ ト 型 個 室 的 多 床 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br>又は 「 5 5 0 円 」        |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 従 来 型 個 室<br>( 特 養 等 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1 日 に つ き 「 9 8 0 円 」 、 「 8 8 0 円 」 、<br>「 4 8 0 円 」 又 は 「 3 8 0 円 」 |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 従 来 型 個 室<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1 日 に つ き 「 1 , 4 7 0 円 」 、 「 1 , 3 7 0 円 」<br>又 は 「 5 5 0 円 」       |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 多 床 室 I<br>( 特 養 等 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 日 に つ き 「 5 3 0 円 」 、<br>「 4 3 0 円 」 又 は 「 零 円 」                   |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 多 床 室 II<br>( 老 健 ・ 医 療 院 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 多 床 室 III<br>( 老 健 ・ 医 療 院 等 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1 日 に つ き 「 4 3 0 円 」<br>又 は 「 零 円 」                                 |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 【旧措置入所者の場合】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 特定介護サービスに係る居住費等の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| <table><tr><th>居 室 の 種 類</th><th>適 用 さ れ た 後 の 額</th></tr><tr><td>ユ ニ ッ ト 型 個 室</td><td>1 日 に つ き 「 1 , 3 7 0 円 」 又 は 「 8 8 0 円 」</td></tr><tr><td>ユ ニ ッ ト 型 個 室 的 多 床 室</td><td>1 日 に つ き 「 1 , 3 7 0 円 」 、 「 5 5 0 円 」<br/>又 は 「 零 円 」</td></tr><tr><td>従 来 型 個 室</td><td>1 日 に つ き 「 8 8 0 円 」 、 「 4 8 0 円 」 、<br/>「 3 8 0 円 」 又 は 「 零 円 」</td></tr><tr><td>多 床 室</td><td>1 日 に つ き 「 4 3 0 円 」 又 は 「 零 円 」</td></tr></table> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 居 室 の 種 類                                                            | 適 用 さ れ た 後 の 額 | ユ ニ ッ ト 型 個 室 | 1 日 に つ き 「 1 , 3 7 0 円 」 又 は 「 8 8 0 円 」                     | ユ ニ ッ ト 型 個 室 的 多 床 室 | 1 日 に つ き 「 1 , 3 7 0 円 」 、 「 5 5 0 円 」<br>又 は 「 零 円 」        | 従 来 型 個 室              | 1 日 に つ き 「 8 8 0 円 」 、 「 4 8 0 円 」 、<br>「 3 8 0 円 」 又 は 「 零 円 」     | 多 床 室                          | 1 日 に つ き 「 4 3 0 円 」 又 は 「 零 円 」                              |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| 居 室 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 適 用 さ れ た 後 の 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| ユ ニ ッ ト 型 個 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1 日 に つ き 「 1 , 3 7 0 円 」 又 は 「 8 8 0 円 」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| ユ ニ ッ ト 型 個 室 的 多 床 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1 日 に つ き 「 1 , 3 7 0 円 」 、 「 5 5 0 円 」<br>又 は 「 零 円 」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| 従 来 型 個 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1 日 に つ き 「 8 8 0 円 」 、 「 4 8 0 円 」 、<br>「 3 8 0 円 」 又 は 「 零 円 」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |
| 多 床 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1 日 に つ き 「 4 3 0 円 」 又 は 「 零 円 」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                      |                 |               |                                                               |                       |                                                               |                        |                                                                      |                                |                                                                |                      |                                                    |                             |                                |                                      |  |

|                   |                                                                                                                                   |                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| (3)               | 特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。                                                                  |                                       |
|                   | 特定介護サービス又は<br>特定介護予防サービスの種類                                                                                                       | 適用された後の額                              |
|                   | 短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護                                                                                | 1日につき「1,360円」、「1,030円」、「600円」又は「300円」 |
|                   | 前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス                                                                                                        | 1日につき「1,420円」、「680円」、「390円」又は「300円」   |
|                   | 【旧措置入所者の場合】<br>特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、1日につき「680円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあつては、当該額）」が段階的に適用される。 |                                       |
| (4)               | 利用者負担世帯合算額を「2万4,600円」又は「1万5,000円」と読み替えて高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が適用される。                                                              |                                       |
| (5)               | 保険料額が、保護を必要としなくなるまで、市町村が条例で定めるより低い標準割合を乗じて得た額に減額される。                                                                              |                                       |
| 減額される自己負担（月額）の合計額 |                                                                                                                                   |                                       |

注 (2)については、金額の記載の他に、算定に使用した居室の種類及び境界層措置により適用されることとなる居住費等の負担限度額の段階を「減額される自己負担(月額)」欄に記載すること。

(3)については、金額の記載の他に、境界層措置により適用されることとなる食費の負担限度額の段階を「減額される自己負担(月額)」欄に記載すること。

## 6. 旧措置入所者に係る手続きについて

### I 利用者負担の減免

#### (1) 申請

「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合」(平成17年厚生労働省告示第409号。以下「割合告示」という。)の表の上欄の二の項、三の項又は四の項に規定する者に対する同表の下欄の割合(100分の90を超える割合に限る。)の適用(以下「利用者負担の減免」という。)は、旧措置入所者からの申請に基づいて行うものとする。

#### (2) 認定

- ① 割合告示の表の上欄の二の項及び三の項に規定する市町村民税世帯非課税者に係る利用者負担の減免の認定は、(1)の申請書の提出が行われた日(申請日)において、当該旧措置入所者が属する世帯の世帯主及び世帯員の申請日における課税状況により行うものとする。
- ② 割合告示の表の上欄の二の項及び三の項に規定する者に係る利用者負担の減免は、申請日の属する月の初日に遡って効力を有するものとする。
- ③ 被保護者に係る利用者負担の減免は、保護が開始された日の属する月の初日にさかのぼって効力を有するものとする。

#### (3) 減免を証する書面

- ① 市町村は、利用者負担の減免の認定を行ったときは、当該認定が行われた旨を証する書面(様式は別添様式6の例によるものとする。)を旧措置入所者に対して交付すること。
- ② ①の書面の有効期限は、利用者負担の減免の適用開始日の属する年度の翌年度の7月末日まで(利用者負担の減免の適用開始日の属する月が4月から7月である場合には、当該月の属する年度の7月末日まで)とする。

### II 食費及び居住費の特定負担限度額認定

- (1) 施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第1号に掲げる者に係る特定負担限度額認定について

**3. 特定入所者介護(予防)サービス費の支給事務**Ⅲの第2及び第3を準用すること。

- (2) 施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第2号に掲げる者に係る特定負担限度額認定について

**3. 特定入所者介護(予防)サービス費の支給事務**Ⅲの第4を準用すること。

- (3) 被保護者に係る特定負担限度額認定について

3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務Ⅲの第5を準用すること。

（4）施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第4号に掲げる者に係る特定負担限度額認定について

① 次の（i）及び（ii）を適用することとしている。

（i） 施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額の表の三の項の下欄に掲げる食費の特定負担限度額

（ii） 施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額の表の一の項の下欄に掲げる居住費の特定負担限度額

② 適用順序、具体的な事務手続並びに特定負担限度額認定の基準日及び効力適用順序、具体的な事務手続並びに特定負担限度額認定の基準日及び効力については、4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置Ⅱの第1（2）から（4）を準用すること。

（5）認定証の有効期限

施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の6第4項に規定する認定証の有効期限は、特定負担限度額認定の発効日の属する年度の翌年度の7月末日（特定負担限度額認定の発効日の属する月が4月から7月である場合には、当該月の属する年度の7月末日）とすること。

（6）認定証の居住費の特定負担限度額の欄への記載方法

平成17年9月30日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成12年厚生省告示第63号）における旧措置入所者の割合が100分の95以上の者（以下「実質的負担軽減者」という。）については、入所する居室の種別（申請書に記入された入所する居室の種別）にのみ金額を記載することとし、それ以外の居室については、「——」（取消線）、「\*\*\*\*」等の記載をされたい。

また、実質的負担軽減者以外の者については、全ての種別の居室に金額を記載することとする。

### Ⅲ 利用者負担の減免及び特定負担限度額認定の特例

割合告示の表の上欄の三の項、食費の特定負担限度額告示の表の上欄の六の項及び居住費の特定負担限度額告示の表の上欄の六の項イに規定する「これに準ずると認められる者」を次のとおりとする。

（1）法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項の規定による被措置者に係る費用徴収が、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通達）別表2に定める費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において0円～420,000円に該当するもの。

なお、この取扱いにあたっては、市町村民税世帯非課税者（割合告示の表の上欄の二の項に規定する市町村民税世帯非課税者、食費の特定負担限度額告示の表の上欄の六の項に規定する施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第1号に掲げる者及び居住費の特定負担限度額告示の表の上欄の六の項イに規定する施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）であるか否か、老齢福祉年金（割合告示の表の上欄の三の項、食費の特定負担限度額告示の表の上欄の六の項及び居住費の特定負担限度額告示の表の上欄の五の項イに規定する老齢福祉年金をいう。）の受給権を有する者であるか否かは問わないものとする。

（2）割合告示の所得の区分、特定食費の特定負担限度額の上欄（区分）及び居住費の特定負担限度額告示の上欄（所得の区分）の認定において、市町村民税世帯非課税者であるか否かの認定は、毎年行う必要がある。

様式第一号の三（第百七十二条の二関係）

（裏面）

注 意 事 項

一 この証によって指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特別養護老人ホームの窓口提出してください。

三 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至ったとき又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

（表面）

介護保険特定負担限度額認定証  
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

交付年月日 令和 年 月 日

|                                 |             |                                                |
|---------------------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 被<br>保<br>険<br>者                | 番 号         |                                                |
|                                 | 住 所         |                                                |
|                                 | フリガナ        |                                                |
|                                 | 氏 名         |                                                |
|                                 | 生 年 月 日     | 明治・大正・昭和 年 月 日                                 |
|                                 | 適 用 年 月 日   | 令和 年 月 日から                                     |
|                                 | 有 効 期 限     | 令和 年 月 日まで                                     |
| 食費の特定負担限度額                      |             | 円                                              |
| 居住費の特定負担限度額                     |             | ユニット型個室 円<br>ユニット型個室的多床室 円<br>従来型個室 円<br>多床室 円 |
| 保 険 者 番 号<br>並 び の 保 険 及<br>び 印 | <div></div> |                                                |

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

## 7. その他

### I 高額医療合算介護（予防）サービス費に係る自動償還への対応について

#### (1) 経緯

令和4年の地方分権改革に関する提案募集において、市町村が行う介護保険の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請の手續の簡素化について提案があり、これを受けて、市町村が行う介護保険の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給に係る申請について、市町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、一定の要件を満たす場合に限り、市町村の判断により手續を簡素化することを可能とする予定（令和8年度中施行予定）。

#### (2) 継続支給を可能とする要件

以下の要件を全て満たす場合に、自動償還が可能となる。

- ・前年度以前（初回）の申請時に、継続支給に関する同意が得られていること
- ・後期高齢者医療制度及び介護保険制度において、年間（前年8月～当年7月）を通じて、支給対象となる世帯に資格の異動が発生していないこと
- ・支給対象となる被保険者について、高額介護合算療養費及び高額医療介護合算サービス費の支給口座の情報が既に登録されていること
- ・高額介護合算医療費の仮算定の支給額計算時点（※）で、支給額が支給基準額である500円を超えた額であること。（※介護保険の総合事業を考慮した結果、500円を超える場合を含む。）
- ・介護保険者及び医療保険者が国保連合会に仮算定業務を委託していること

#### (3) システムの改修および様式改正について

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請の簡素化に伴い、市町村介護保険システムにおいて必要となる機能については、介護保険システム標準仕様書にてお示ししている。（別添様式7）

#### (4) 留意事項

- ・上記の運用とした場合、滞納者との接触の機会が失われることや、世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額医療合算介護（予防）サービス費の過誤給付が発生すること等のデメリットがあることも踏まえた上で、手續きを簡素化するか否かの検討を行っていただきたい。
- ・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請は、多くの場合で医療保険の窓口経由で行われているところ、その取扱が変わるものではなく、引き続き医療保険者と連携したうえで対応いただきたい。

(別添様式7)

高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

|                                                                                                                                                                                                          |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|---------|-------|-------------------------|--------------------|-----------|------------------------------|-----------------|-------|-----------------|--|-----|-----------------|-----------|----|-----------|-----------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|------|--|--|--|---------------|--|
| 申請対象年度                                                                                                                                                                                                   |  | 年度     | 申請区分    | 1. 新規 | 2. 変更                   | 3. 取下げ             | (保険者等記入欄) |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    | 支給申請書整理番号 |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| フリガナ                                                                                                                                                                                                     |  |        |         |       | 生年月日                    |                    |           |                              |                 |       | 個人番号            |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 氏名                                                                                                                                                                                                       |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       | 計算期間の始期及び終期     |  |     |                 | 年 月 ～ 年 月 |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 国民健康保険資格情報                                                                                                                                                                                               |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 保険者番号                                                                                                                                                                                                    |  | 被保険者記号 |         |       | 被保険者番号                  |                    |           | 続柄                           |                 | 保険者名称 |                 |  |     | 加入期間            |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  |        |         |       |                         |                    |           | 1. 世帯主<br>2. 擬制世帯主<br>3. 世帯員 |                 |       |                 |  |     | 年 月 日から 年 月 日まで |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 後期高齢者医療資格情報                                                                                                                                                                                              |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 保険者番号                                                                                                                                                                                                    |  | 被保険者番号 |         |       |                         |                    |           | 広域連合名称                       |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           | 加入期間            |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           | 年 月 日から 年 月 日まで |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 介護保険資格情報                                                                                                                                                                                                 |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 保険者番号                                                                                                                                                                                                    |  | 被保険者番号 |         |       |                         |                    |           | 保険者名称                        |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           | 加入期間            |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           | 年 月 日から 年 月 日まで |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 支給方法                                                                                                                                                                                                     |  | 口座管理番号 | 振込口座記入欄 |       | 銀行<br>信用金庫<br>農協<br>( ) |                    | 金融機関コード   |                              |                 |       | 本店<br>支店<br>( ) |  |     |                 | 店舗番号      |    | 種目        |                 | 口座番号                                |  |  |  |  |  | フリガナ |  |  |  | 振込先口座<br>管理番号 |  |
| 1. 窓口払い<br>2. 口座振込                                                                                                                                                                                       |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 | 1. 普通預金<br>2. 当座預金<br>9. その他<br>( ) |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  |        |         |       | ゆうちょ銀行                  |                    | 記号        |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           | 番号 |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| <div><input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。 ※ 給付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。」にチェック (✓) してください。<br/>※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報 (上記太枠部) の記載や通帳の写しの添付等は不要です。</div> |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| <div><input type="checkbox"/> 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請簡素化を希望します。<br/>今後、高額医療合算介護(予防)サービス費に該当した場合、支給申請は不要となります。(ただし、世帯構成などに変更があった場合はその限りではありません。)</div>                                                     |  |        |         |       |                         |                    |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
| 保険者<br>加入歴                                                                                                                                                                                               |  | 保険者名   |         |       | 加入期間                    |                    |           |                              | 添付の自己負担額証明書整理番号 |       |                 |  | 備考欄 |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  | 1      |         |       |                         | 年 月 日から<br>年 月 日まで |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  | 2      |         |       |                         | 年 月 日から<br>年 月 日まで |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |
|                                                                                                                                                                                                          |  | 3      |         |       |                         | 年 月 日から<br>年 月 日まで |           |                              |                 |       |                 |  |     |                 |           |    |           |                 |                                     |  |  |  |  |  |      |  |  |  |               |  |

〒

年 月 日

〇〇市(町村)長様

① 上の対象者について、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給を申請します。

② 上の対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んでください。

高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んでください。

郵便番号

住所

申請代表者

氏名

電話番号

|  |    |  |    |
|--|----|--|----|
|  | 枚中 |  | 枚目 |
|--|----|--|----|